在留資格「特定技能」

特定技能で受け入れられる仕事の一覧（特定産業分野）

全19分野の早見表＋建設分野くわしく解説　／　令和8年8月20日現在

1．特定技能とは

人手不足が深刻な産業分野において、一定の専門性・技能をもち即戦力となる外国人材を受け入れるための在留資格です（平成31年4月創設）。技能実習・育成就労とは異なり、**受入れ機関が直接採用でき、人数枠も原則ありません**（介護分野・建設分野を除く）。

2．特定技能1号と2号の違い

項目	特定技能1号	特定技能2号
位置づけ	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能
在留期間	3年を超えない範囲で法務大臣が指定する期間ごとに更新。**通算上限5年**（相当の理由があると認められる場合は6年）	3年・2年・1年又は6か月ごとに更新。**更新回数の上限なし**
技能水準	特定技能1号評価試験、技能検定3級等 （技能実習2号を良好に修了した者は免除）	特定技能2号評価試験、技能検定1級等
日本語水準	A2.2相当以上（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（バス・タクシー）、鉄道（運輸係員）は別途要件あり	B1相当以上 ※当該水準に係る省令は**令和9年4月1日施行予定**
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可（配偶者・子）
支援義務	受入れ機関又は登録支援機関による支援の**対象**	支援の対象外
受入れ見込数	全分野で80万5,700人（令和11年3月末まで）	設定なし

3．分野の数（令和8年8月20日現在）

区分	内容
特定産業分野	**19分野**（令和8年1月23日閣議決定「分野別運用方針」により、リネンサプライ・物流倉庫・資源循環の3分野を追加）
受入れが可能な分野	**17分野**（令和8年6月1日時点／物流倉庫・資源循環は上乗せ基準告示の施行後、準備が整い次第開始予定）
特定技能2号がある分野	**11分野**（P2の「2号」欄に○△を表示）

この資料の内容

4．特定産業分野19分野と業務区分の一覧 …… P2	8．建設分野①　3つの業務区分と仕事の中身 …… P4
5．分野ごとの主なルールの違い …… P3	9．建設分野②　建設業許可の業種との対応表 …… P5
6．採用（就労開始）までの流れ …… P3	10．建設分野③　受入れ企業の要件・2号への道 …… P6
7．受入れ機関の義務と義務的支援10項目 …… P3	11．お問い合わせ …… P6

ご注意

分野・業務区分・受入れ要件は改正が非常に多い制度です。実際の採用計画を立てる際は、必ず出入国在留管理庁および分野所管省庁の最新情報（分野別運用方針・運用要領・上乗せ基準告示）をご確認ください。

4．特定産業分野19分野と業務区分の一覧

凡例　○ 特定技能2号あり　△ 一部の業務区分のみ2号あり　— 特定技能1号のみ　新 令和8年1月23日閣議決定で追加された分野

No	分野	業務区分	2号	所管省庁
厚生労働省 所管				
1	介護	介護（1区分）	—	厚生労働省
2	ビルクリーニング	ビルクリーニング（1区分）	○	厚生労働省
3	リネンサプライ 新	リネンサプライ（1区分）	—	厚生労働省
経済産業省 所管				
4	工業製品製造業	機械金属加工／電気電子機器組立て／金属表面処理／紙器・段ボール箱製造／コンクリート製品製造／RPF製造／陶磁器製品製造／印刷・製本／紡織製品製造／縫製／電線・ケーブル製造／プレハブ住宅製品製造／家具製造／定形・不定形耐火物製造／生コンクリート製造／ゴム製品製造／かばん製造（17区分）	△	経済産業省
国土交通省 所管				
5	**建設**	**土木／建築／ライフライン・設備（3区分）　→くわしくはP4〜P6**	○	**国土交通省**
6	造船・舶用工業	造船／舶用機械／舶用電気電子機器（3区分）	○	国土交通省
7	自動車整備	自動車整備／車体整備（2区分）	○	国土交通省
8	航空	空港グランドハンドリング／航空機整備（2区分）	○	国土交通省
9	宿泊	宿泊（1区分）	○	国土交通省
10	自動車運送業	トラック運転者／バス運転者／タクシー運転者（3区分）	—	国土交通省
11	鉄道	軌道整備／電気設備整備／車両整備／車両製造／運輸係員／駅・車両清掃（6区分）	—	国土交通省
12	物流倉庫 新	物流倉庫（1区分）	—	国土交通省
農林水産省 所管				
13	農業	耕種農業／畜産農業（2区分）	○	農林水産省
14	漁業	漁業／養殖業（2区分）	○	農林水産省
15	飲食料品製造業	飲食料品製造業／水産加工業（2区分）	○	農林水産省
16	外食業	外食業（1区分）　**※新規の在留資格認定証明書交付は一時停止中**	○	農林水産省
17	林業	林業（1区分）	—	農林水産省
18	木材産業	木材産業（1区分）	—	農林水産省
環境省 所管				
19	資源循環 新	廃棄物処分業（中間処理）（1区分）	—	環境省

- **工業製品製造業の2号（△）**…「機械金属加工」「電気電子機器組立て」「金属表面処理」の3区分のみ特定技能2号へ移行できます。
- **外食業**…令和8年4月13日から在留資格認定証明書交付の一時停止措置がとられています。転職・変更許可等の取扱いは入管庁の最新情報をご確認ください。
- **新規3分野**…リネンサプライは受入れ開始済（令和8年6月1日時点）。物流倉庫・資源循環は上乗せ基準告示が公布され、準備が整い次第の開始予定です。
- **経過措置**…自動車整備分野（車体整備）・飲食料品製造業分野（水産加工業）の新設区分は、令和9年3月31日まで従前の区分で受け入れる経過措置があります。

5．分野ごとの主なルールの違い

項目	取扱い
労働者派遣	**農業分野・漁業分野のみ**認められます。その他の分野は直接雇用が原則です。
在籍型出向	**航空分野・鉄道分野のみ**認められます。
受入れ人数の上限	原則として人数枠はありません。ただし**介護分野・建設分野**には上限があります。
受入事業実施法人への加入	**建設分野・工業製品製造業分野**は、分野所管省庁の登録を受けた法人への加入が必要です。
協議会への加入	全分野で、分野ごとに設置された協議会への加入が義務付けられています。
転職	同一の業務区分内、又は試験により技能水準の共通性が確認されている業務区分間で転職できます。

6．採用（就労開始）までの流れ

STEP1　受入れ分野・業務区分を確定し、分野別の上乗せ要件（協議会加入等）を確認する

STEP2　技能試験・日本語試験の合格者、又は技能実習2号を良好に修了した人材を探す

STEP3　特定技能雇用契約を締結（報酬額は日本人と同等以上であることが必須）

STEP4　1号特定技能外国人支援計画を作成（全部を登録支援機関に委託することも可能）

STEP5　事前ガイダンス・健康診断／事業所と住居のある市区町村へ「協力確認書」を提出

STEP6　在留資格認定証明書交付申請（海外から）又は在留資格変更許可申請（国内在留者）

STEP7　許可後、就労開始。生活オリエンテーション等の義務的支援を実施

7．受入れ機関の義務と義務的支援10項目

受入れ機関に求められる主な義務

- 報酬額が日本人が従事する場合と同等以上であること／差別的取扱いをしないこと
- 労働・社会保険・租税に関する法令を遵守していること
- 1年以内に同種の業務の労働者を非自発的に離職させていないこと
- 1年以内に自らの責めに帰すべき事由で行方不明者を発生させていないこと
- 報酬は預貯金口座への振込等により支払うこと／支援費用を本人に負担させないこと
- 出入国在留管理庁への各種届出（随時・定期）を行うこと
 - 定期届出は、対象年4月1日～翌年3月31日分を**翌年4月1日～5月31日**に提出
- 地方公共団体から共生施策への協力を求められた場合は必要な協力をすること

届出の不履行や虚偽の届出は罰則の対象となり、指導・改善命令・受入れ停止につながる場合があります。

1号特定技能外国人への義務的支援（10項目）	
① 事前ガイダンス	⑥ 日本語学習の機会の提供
② 出入国する際の送迎	⑦ 相談・苦情への対応
③ 住居確保・生活に必要な契約支援	⑧ 日本人との交流促進
④ 生活オリエンテーション	⑨ 転職支援（人員整理等の場合）
⑤ 公的手続等への同行	⑩ 定期的な面談（3か月に1回以上）・行政機関への通報

これらの支援は、その全部を**登録支援機関**に委託することができます。全部を委託した場合、受入れ機関は「支援体制がある」ものとみなされます。当組合は登録支援機関として、この10項目をお引き受けしています。

8．建設分野①　3つの業務区分と仕事の中身

建設分野は、もともと19の細かい業務区分に分かれていましたが、**令和4年8月30日の閣議決定で「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3区分に統合**されました。このとき、建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係るすべての作業**が3区分のいずれかに整理され、それまで特定技能の対象外だった作業も対象に取り込まれています。

業務区分	業務の定義（運用要領 別表6-2〜6-4）	主な業務内容
土木	指導者の指示・監督を受けながら、**土木施設の新設、改築、維持、修繕**に係る作業等に従事	型枠施工／コンクリート圧送／トンネル推進工／建設機械施工／土工／鉄筋施工／とび／海洋土木工／その他、土木施設の新設・改築・維持・修繕に係る作業
建築	指導者の指示・監督を受けながら、**建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替**に係る作業等に従事	型枠施工／左官／コンクリート圧送／屋根ふき／土工／鉄筋施工／鉄筋継手／内装仕上げ／表装／とび／建築大工／建築板金／吹付ウレタン断熱／その他、建築物の新築・増築・改築・移転・修繕・模様替に係る作業
ライフライン・設備	指導者の指示・監督を受けながら、**電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理**に係る作業等に従事	電気通信／配管／建築板金／保温保冷／その他、ライフライン・設備の整備・設置・変更・修理に係る作業

解体工事はどの区分？　→　「建築」区分です

国土交通省「特定技能業務区分ー建設業許可 対応表」（令和7年1月31日）では、建設業許可の**「解体工事業」（工作物の解体を行う工事／例示：工作物解体工事）は、業務区分「建築」に対応**すると整理されています。つまり**建築区分の認定を受ければ、解体工事業に係る工事に特定技能外国人を従事させることができます。**

これは令和4年8月30日の3区分統合の際、建設業に係るすべての作業を新区分に取り込んだことによるものです。対応関係の全体像は次のページ（P5）の対応表をご覧ください。

区分をまたいだ作業について

区分内は自由	ある区分の認定を受ければ、**その区分に属する作業には幅広く従事させられます**（例：とびの技能実習修了者が、建築区分で内装仕上げの作業に就くことも制度上は可能）。
ただし安全教育は必須	新たに従事させる作業については、労働災害防止のため十分な訓練・安全衛生教育を行ってください。
報酬と届出	従事させる作業を追加・変更する場合は、同等の技能をもつ日本人と同等額以上になるよう昇給し、雇用契約を締結し直したうえで、**外国人就労管理システム上で届出**が必要です。

9．建設分野②　建設業許可の業種と業務区分の対応表

従事させたい工事の**建設業許可の業種**から、必要な**業務区分**を確認できます。ある業務区分の認定を受けた場合、その列に「●」が付いた業種の工事に従事させることができます。一つの業種に複数の区分が対応する場合は、いずれか又は双方を選択して認定を受けてください。

建設業許可の業種	土木	建築	ライフライン・設備	工事の内容
さく井工事業	●			さく井機械等を用いたさく孔・さく井、これに伴う揚水設備設置等
舗装工事業	●			道路等の地盤面をアスファルト・コンクリート・砂利・砕石等で舗装
しゅんせつ工事業	●			河川・港湾等の水底をしゅんせつする工事
造園工事業	●			整地・樹木の植栽・景石のすえ付け等による庭園・公園・緑地の築造
大工工事業	●	●		木材の加工・取付けによる工作物の築造、木製設備の取付け
とび・土工工事業	●	●		足場組立て、重量物の運搬配置、鉄骨組立て、くい打ち・くい抜き、土砂の掘削・盛上げ・締固め、コンクリート工作物の築造、その他基礎的・準備的工事
鋼構造物工事業	●	●		形鋼・鋼板等の加工・組立てによる工作物の築造
鉄筋工事業	●	●		棒鋼等の鋼材の加工・接合・組立て
塗装工事業	●	●		塗料・塗材等の吹付け、塗付け、はり付け
防水工事業	●	●		アスファルト・モルタル・シーリング材等による防水
石工事業	●	●		石材の加工・積石による工作物の築造、工作物への石材の取付け
機械器具設置工事業	●	●		機械器具の組立て等による工作物の建設、工作物への機械器具の取付け
内装仕上工事業		●		木材・石膏ボード・壁紙・たたみ・床タイル・カーペット等による内装仕上げ
建具工事業		●		工作物への木製・金属製の建具等の取付け
左官工事業		●		壁土・モルタル・漆くい・プラスター等のこて塗り、吹付け、はり付け
タイル・れんが・ブロック工事業		●		れんが・コンクリートブロック・タイル等の取付け、はり付け
清掃施設工事業		●		し尿処理施設・ごみ処理施設を設置する工事
屋根工事業		●		瓦・スレート・金属薄板等により屋根をふく工事
ガラス工事業		●		工作物にガラスを加工して取り付ける工事
解体工事業		●		**工作物の解体を行う工事（例示：工作物解体工事）**
板金工事業		●	●	金属薄板等を加工して工作物に取付け、金属製等の付属物の取付け
熱絶縁工事業		●	●	工作物又はその設備を熱絶縁する工事（ウレタン吹付断熱を含む）
管工事業		●	●	冷暖房・空調・給排水・衛生等の設備設置、水・油・ガス・水蒸気等の送配管設備の設置
電気工事業			●	発電設備・変電設備・送配電設備・構内電気設備等を設置する工事
電気通信工事業			●	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の設置
水道施設工事業			●	上水道・工業用水道等の取水・浄水・配水施設の築造、公共下水道等の処理設備の設置
消防施設工事業			●	火災警報設備・消火設備・避難設備等の設置、工作物への取付け

※本表は国土交通省「特定技能業務区分－建設業許可 対応表」（令和7年1月31日版）に基づき、専門工事業27業種を掲載しています。土木一式工事業・建築一式工事業は同表の対象外です。工事の内容欄は紙面の都合により要約しています。特定技能外国人を現場入場させる際は、従事する工事が該当する建設業の種類に対応する業務区分であることを必ずご確認ください。

10．建設分野③　受入れ企業の要件と2号への道

項目	内容
建設業の許可	建設業法第3条の許可を受けていること
受入計画の認定	**国土交通大臣による「建設特定技能受入計画」の認定**が必要。入管への申請前に取得し、認定証を添付します
受入事業実施法人	一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）の構成員となるか、JACを構成する建設業者団体に加入すること
建設キャリアアップシステム	CCUSへの登録が必要
報酬	日本人と同等額以上。**月給制**とし、技能習熟に応じた昇給を行うこと
受入れ人数の上限	あり（建設分野は人数枠が設定されています）
労働者派遣	不可（直接雇用のみ）
特定技能2号	あり。特定技能2号評価試験又は技能検定1級等に加え、**複数の技能者を指導しながら工程を管理する「班長」としての実務経験**が求められます

※建設分野の上乗せ基準は「特定技能制度の建設分野に特有の事情に鑑みて定める基準」（告示）で定められ、令和8年6月23日にも改正されています。申請前に必ず国土交通省・出入国在留管理庁の最新の告示本文および運用要領をご確認ください。

技能実習2号から特定技能1号への移行

技能実習2号を良好に修了し、修得した技能が従事しようとする業務と関連性が認められる場合は、**技能試験・日本語試験がいずれも免除**されます。建設関係では、とび、型枠施工、鉄筋施工、建築大工、左官、内装仕上げ施工、配管、熱絶縁施工、建築板金、さく井、防水施工、建設機械施工など多くの職種が3区分のいずれかに対応しています。

なお、技能実習制度は**育成就労制度**へ移行し、令和9年4月1日から運用が開始される予定です。育成就労産業分野は17分野（特定産業分野から自動車運送業・航空を除いたもの）とされています。

11．お問い合わせ

当組合は、**技能実習の監理団体**であり、かつ**特定技能の登録支援機関**です。技能実習生の受入れ監理から、特定技能外国人の支援計画の作成・実施まで一貫してお手伝いします。インドネシア・フィリピン・カンボジア・ミャンマー・ベトナムの送出し機関（教育機関）と提携しています。

湊人国際交流協同組合
〒702-8032　岡山県岡山市南区福富中1丁目4番1号 クオリティ武田603号室
TEL：086-236-7447　／　URL：https://minato-ic.com/

湊人国際交流協同組合

技能実習 監理団体／特定技能 登録支援機関　ー　中国地方・首都圏を中心に全国で活動しています

【出典】出入国在留管理庁「特定技能制度」「分野別情報」（令和8年6月1日現在受入れ可能な分野）「外国人労働者に関する制度概要」（令和8年7月1日更新）、「特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針」（令和8年1月23日閣議決定）、国土交通省「特定技能制度（建設分野）」業務区分の統合に係る関係資料（運用要領 別表6-1〜6-7、特定技能業務区分ー建設業許可 対応表／令和7年1月31日版）、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）公表資料。
【根拠法令】出入国管理及び難民認定法第2条の5、第7条第1項第2号、第19条の19〜第19条の34、特定技能基準省令、分野省令、上陸基準省令、建設業法第3条・別表第一。
【作成日】令和8年8月20日現在の情報に基づき作成。本資料は制度の概要をご案内するものであり、個別の許可・不許可を保証するものではありません。制度は改正が頻繁なため、最終的な判断は各府省庁の最新情報および行政書士等の専門家にご確認ください。